
I D O 5. 輸入犬等検査申請

業務コード	業務名
I Q C	輸入犬等検査申請

1. 業務概要

「輸入犬等検査申請事項登録」、または「輸入犬等検査申請事項登録（試験研究用）」業務終了後、動物検疫所に対して輸入犬等検査申請を行う業務である。

また、「輸入犬等検査申請事項登録」、または「輸入犬等検査申請事項登録（試験研究用）」の変更後、輸入犬等検査申請の内容変更を動物検疫所に対して申請する業務である。

本業務は本システムのオンライン運用時間であればいつでも行うことができるが、動物検疫所が申請を受け付ける（「輸入犬等検査申請事項登録呼出し」業務にて申請を取出す）のは動物検疫所の執務時間内に限られる。

2. 入力者

全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）

3. 制約事項

「輸入犬等検査申請事項登録」（または「輸入犬等検査申請事項登録（試験研究用）」）業務で事項登録完了後、または「輸入犬等検査申請事項登録」（または「輸入犬等検査申請事項登録（試験研究用）」）（変更）業務で事項変更登録完了後

4. 入力条件

（１）入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

なし

（３）システム状態チェック

本業務を行う場合は、動物検疫関連業務が手続き可能な状態であること。

（４）DB関連チェック

（Ａ）利用者

①「ユーザ情報DB」に登録されている利用者であること。

②全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）であること。

③輸入犬等検査申請事項登録、または輸入犬等検査申請事項登録（試験研究用）をした利用者と同じであること。

（Ｂ）申請番号

①「輸出入犬等検査申請DB」に登録されていること。

②無効でないこと。

③取り止めされていないこと。

④申請事項登録されていること。

⑤申請されていないこと。

（Ｃ）共通管理番号

共通管理番号関連処理のリンクを行う場合は、輸入犬等検査申請事項登録業務で、共通管理番号関連処理が正常に終了していること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 処理単位

申請番号単位で処理を行う。

(3) 輸出入犬等検査申請DB更新処理

輸入犬等検査申請を行った日時及び処理結果等を「輸出入犬等検査申請DB」に更新する。

(4) 共通管理番号関連処理

共通管理番号関連処理のリンクの場合は、以下の処理を行う。

(A) 共通管理番号管理処理

オンライン業務共通設計書の別紙D10「共通管理番号関連機能」の「共通管理番号管理処理」を参照

(B) 輸入申告等情報への登録処理

オンライン業務共通設計書の別紙D10「共通管理番号関連機能」の「輸入申告等情報への登録処理」を参照。

(5) 輸入犬等検査申請情報出力処理

「輸入犬等検査申請情報」を利用者に出力する。「輸入犬等検査申請情報」には、2種類の帳票がある。

①動物種が「犬」の場合は、「狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法に基づく犬の輸入検査申請情報」を出力する。

②動物種が「犬」以外の場合は、「狂犬病予防法に基づく動物の輸入検査申請情報」を出力する。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法に基づく犬の輸入検査申請情報	動物種が「犬」の場合	入力者
狂犬病予防法に基づく動物の輸入検査申請情報	動物種が「犬」以外の場合	入力者

7. 特記事項

特になし。